

# 新型コロナウイルス感染下における海外のビジネス環境

## ～Business Environment under COVID-19～

---

タイ

2020/06/02 update

## 経済対策



## 新型コロナ感染状況(累計感染者数3,082人、死亡者数57人、6/1時点)

- 人口6,943万人、世界一の親日国として知られ、ASEAN諸国の中でも「先進国」とされている。
- タイは中国人の旅行先として日本と首位を争うほどの人気で、昨年は約1,100万人が訪れたが、年初の中国での感染爆発を受け、団体旅行の禁止、入国時のビザ取得免除措置停止、などが実施され入国者が激減し、損失額は最大1千億バーツ(約3,500億円)に上るとの試算。
- 2003年のSARS以降進めてきた感染症対策と体制強化政策を活かし、スピード感ある対応で感染拡大防止に努める。

### 経済状況

#### タイ中銀、20年の経済成長率マイナス予想(3/25発表)

- タイ中銀は20年の経済成長率の見通しをマイナス5.3%とした。タイ国家経済社会開発委員会が2月に下方修正して公表した「1.5~2.5%」との予想を大幅に下回る、悲観的な見通しとなった

#### 4月中旬の失業者約700万人 第二四半期に影響が明らかになる見込み

- タイ労働省雇用局によれば、新型コロナウイルスの感染拡大により4月中旬現在までで約700万人が失職
- 国家経済社会開発庁によると、解雇されるリスクがある労働者は約8.4百万人、そのうち観光業の労働者が約2.5百万人 製造業の労働者が1.5百万人、非観光のサービス業の労働者が4.4百万人と見込んでいる

### 経済・財政の 対応策

#### 経済対策の第3弾、1.9兆バーツ規模を閣議承認(4/8発表)

- 新型コロナウイルスの影響を受けた者(農民含む)への救済政策:6,000億バーツ、経済・社会の復活:4,000億バーツ、中小企業への救済措置(長期低利貸し付け):5,000億バーツ、社債安定基金(BSF)の創設:4,000億バーツを予算として見込む
- 3/24には第2弾経済対策として総額1,170億バーツの景気対策を閣議決定(社会保険未加入の商業・娯楽施設等の従業員に対して4~6月の3ヶ月に一人当たり月5,000バーツを支給、個人向けの生活費として無担保で上限1万バーツの緊急融資 他)
- 3/10には第1弾経済対策として総額4,000億バーツの景気対策を閣議決定(政府貯蓄銀行を通じた低金利融資、新型コロナウイルスの影響を受けている者の債務の返済猶予 他)

#### タイ中銀、今年3回目の政策金利引き下げ(0.5%)を決定(5/20発表)

- タイ中銀は、新型コロナウイルス危機に伴い、一段の景気減速が見込まれているとして、政策金利を市場最低の0.5%に引き下げた。

※1バーツ=3.4円(2020年6月1日時点)

本資料は、現在弊社が入手し得る資料及び情報に基づいて作成したものです。弊社は、その資料及び情報に関する信憑性、正確さを独自に確認していません。本資料において一定の仮定を用いた試算を行っている場合、その試算結果は仮定に基づいた概算であるため、別途詳細な検討が必要です。本資料は貴社内での参考資料としてのご利用を目的として作成したものであり、他の目的で利用されること、本資料の貴社外でのご利用もしくは第三者への開示がなされることのないようお願い申し上げます。

© YAMADA Consulting Group Co., Ltd. 情報管理区分:SC-B

## 移動・出入国規制

## 入国制限

## 原則的に外国人の入国・トランジットは禁止

- 外国人の入国を原則禁止。ただし、労働許可証を有する外国人、外交団・国際機関の職員及び政府の代表などに限り、健康証明書(出発の72時間以内発行)の提示で入国可能(外国人のトランジット客は不可)。
- タイ民間航空局(CAAT)は4月4日からタイへ向かう海外からの航空機の運航を禁止。対象期間は6月30日まで再延長されている。
- タイ外務省は海外から同国への入国者を1日当たり200人以下に制限すると発表。
- 5/28に労働許可証を持つ外国人などのタイ入国制限緩和を発表。本内容で入国を希望する者は、出発の10営業日前までに出発国(日本等)のタイ大使館またはタイ総領事館で手続きをすることとされ、10万ドル以上の補償額のcovid-19医療保険証の提示も要する。

## 国内移動

## 非常事態勅令は6月30日まで再延長。一方で5月の新規感染者が一桁で推移していることから、国内の施設はある程度開設が可能となった

- すべての陸上国境(17県18か所)を原則閉鎖(物資の輸送のみ許可)。
- 4月3日にタイ全土に夜間外出禁止令が発行したが、徐々に緩和され、6月1日からは23時から翌3時までが外出禁止となっている。違反者には非常事態令第18条に基づく処罰[2年を超えない期間の懲役、もしくは4万バーツ(約13万円、1バーツ=約3.3円)以下の罰金またはその両方]の対象となる。
- 5月29日に、5月31日で適用期間が満了する非常事態勅令を6月30日まで1か月再延長すると発表した。新規感染者の推移が一桁台で推移している現状を踏まえ、規制を更に緩和していく方針を表明。2週間ごとに新規感染者数の推移をみて緩和対象を広げており、次回の6月中旬にすべての商業・娯楽施設の再開を検討している。6月1日から緩和される主な施設は下記の通り。
  - デパート、ショッピングセンター、コミュニティーモール(午後9時閉店)
  - 美容院・理髪店(顧客1人当たりのサービス時間は2時間以内、店内での順番待ち不可)
  - 美容クリニック、タトゥーショップ、ボディピアショップ
  - 健康ランド、スパ、タイ式マッサージ店
  - ジム、フィットネス(ショッピングセンター内の施設も営業可。グループ活動は人数制限を設ける)
  - サッカー・フットサル・バスケットボール・バレーボールのプレーおよび練習のための運動場使用(試合は不可)
  - ボーリング場、スケート場、ローラーブレード場、もしくはこれらに類する施設(試合は不可)
  - 映画館、劇場(入館者は200人以下。コンサートは不可)
  - 動物園(グループ活動は制限)

※1バーツ=3.4円(2020年6月1日時点)

本資料は、現在弊社が入手し得る資料及び情報に基づいて作成したものです。弊社は、その資料及び情報に関する信憑性、正確さを独自に確認していません。本資料において一定の仮定を用いた試算を行っている場合、その試算結果は仮定に基づいた概算であるため、別途詳細な検討が必要です。本資料は貴社内での参考資料としてのご利用を目的として作成したものであり、他の目的で利用されること、本資料の貴社外でのご利用もしくは第三者への開示がなされることのないようお願い申し上げます。

## 財政支援策(1 of 2)

## 法人

## 雇用・賃金

- 感染の拡大を防ぐため政府が雇用主に事業停止を命じた場合において、賃金を受給していない被保険者である従業員は、命令に従い雇用主が事業を停止する間、最大90日を上限とし、1日当たりの賃金の62%を受給することができる。
- 社会保険料拠出金を雇用主は月額5%から4%、第33条被保険者は5%から1%に引き下げ。第39条被保険者は、月額432バーツから86バーツに引き下げ(期間は2020年3月～5月の3ヶ月間)。
- 社会保険料納付期限を3ヶ月延長。

## 借入

- タイ中小企業開発銀行(SME Bank)の顧客は、①直接的または②間接的にコロナウイルスの影響を受けた企業(観光関連事業、サプライチェーンの事業など)に対し、元本返済の一時停止(利息のみ支払い)が受けられる。①は最長1年、②は最長6ヶ月。法人:最初の2年間は年利3%、ローン上限は顧客あたり300万バーツ。返済期間の上限は7年。
- 政府貯蓄銀行を通じた低金利融資の実施(企業等への低利融資を促すため、民間金融機関に対して2年間、年率0.01%の融資を実施)
- 社債市場の流動性を確保するため、つなぎ融資向けのファンドを設立。
- タイ政府貯蓄銀行が、クレジットカード・個人ローン・割賦販売などの利用条件を緩和し、住民の生活困難が解消されるように、非金融機関の金融事業者に対して低金利の融資を提供。

## 税金

- 法人税や付加価値税(VAT)、特定事業税、石油会社による燃料税、娯楽施設などによる酒類税などの納税期限を延長。
- 新型コロナウイルスの防止や検査、治療関連の医薬品や医療器具などの輸入税を免除。
- ノンバンクによる債務再編を促進するため、それに関連する税金や諸手数料を免除。

## その他

- 非上場会社の株主総会及び財務諸表の提出は、通常期末日から4ヶ月以内に定時株主総会を開催し、財務諸表の承認をうけることとなっているが、新型コロナウイルスの感染拡大を要因の場合、定時株主総会の開催の遅延が容認される。
- 上場企業においても特定の条件(例えば子会社等の主な資産が閉鎖された国にある、もしくは、発生した事象が財務諸表に重大な影響を与えている、など)に該当していると監査委員会が判断した場合、財務諸表の提出期限の延長が容認される。
- 民間企業が定時株主総会を延期せざるを得なくなっている問題などに対処するため、参加者がタイ国外にいても通信を利用して取締役会、株主総会などの会議に参加できるようになった。

※1バーツ=3.4円(2020年6月1日時点)

本資料は、現在弊社が入手し得る資料及び情報に基づいて作成したものです。弊社は、その資料及び情報に関する信憑性、正確さを独自に確認していません。本資料において一定の仮定を用いた試算を行っている場合、その試算結果は仮定に基づいた概算であるため、別途詳細な検討が必要です。本資料は貴社内での参考資料としてのご利用を目的として作成したものであり、他の目的で利用されること、本資料の貴社外でのご利用もしくは第三者への開示がなされることのないようお願い申し上げます。

© YAMADA Consulting Group Co., Ltd. 情報管理区分:SC-B

## 財政支援策(2 of 2)

|    |      |  |
|----|------|--|
| 個人 | 現金給付 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 社会保険制度に加入している被雇用者のうち、不可抗力(以下の1と2)により休業となった場合、補償金として日給賃金の62%が90日間まで支給。             <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 被保険者が新型コロナウイルスに濃厚接触し、14日間自己隔離することにより就労できない場合</li> <li>2) 雇用主が自らもしくは行政機関の指示に従って一時操業停止し、就労できない場合</li> </ol> </li> <li>● 社期保険制度に加入している被雇用者のうち、自己退職により失業となった場合、補償金として日給賃金の45%が90日間まで支給。また解雇により失業となった場合、補償金として日給賃金の70%が200日間まで支給。</li> <li>● 社会保険に加入していない商業施設や娯楽施設などの従業員及びインフォーマルセクター労働者向けに、1人当たり月5,000バーツを6ヶ月間支給。</li> <li>● タイ財務省は新型コロナウイルスおよび干ばつ問題の救済策として、一定の条件を満たした農民に1軒当たり15,000バーツの給付金給付を承認。</li> <li>● 社会的弱者となりうる次の3グループ(貧困層の乳幼児~6歳以下の児童約1.5百万人、高齢者約9.7百万人、身体障害者約2百万人)の合計13百万人に、5月~7月の3ヶ月間で1人当たり1,000バーツ/月を給付する。</li> </ul> |
|    | 借入   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 国営貯蓄銀と農業・協同組合銀の両行が、影響を受けた個人向けの生活費として無担保で1人当たり上限1万バーツの緊急融資を行う。両行はそれぞれ200億バーツの計400億バーツの融資枠を設定。金利は月0.10%までとし、返済期間は2年6ヶ月(うち据え置きは6ヶ月)まで。また、貯蓄銀は担保付きで1人当たり上限5万バーツの追加融資を行う。融資枠を200億バーツに設定。金利は月0.35%まで、返済期間は2年間までとする。いずれも2020年12月30日まで融資申請を受け付ける。</li> <li>● 貯蓄銀が国営質屋の貸し付け用の資金として20億バーツを融資し、金利は年0.10%とする。質屋はこの資金を金利月0.125%で貸付ける。</li> <li>● 政府住宅銀行は、新型コロナウイルスの影響を直接的・間接的に受けた者に対し、貸付利率および毎月の返済額を最大6ヶ月軽減する、返済猶予を与える等といった7つのメニューを導入した。</li> </ul>  |
|    | 税金等  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 個人所得税の納税期限を6月末から8月末に延期。</li> <li>● 健康保険料の免除枠を1万5,000バーツから2万5,000バーツに拡大。</li> <li>● 医療関係者に対し、新型コロナウイルスの対処に関連する報酬について個人所得税を免除。</li> <li>● 住宅の消費者が水道局に納めているデポジットを返還する方策を採る。4月15日より登録を受け付け、5月5日からデポジットを返還開始。また水道代を5月から3ヶ月間3%割引。</li> </ul>  |

※1バーツ=3.4円(2020年6月1日時点)

本資料は、現在弊社が入手し得る資料及び情報に基づいて作成したものです。弊社は、その資料及び情報に関する信憑性、正確さを独自に確認していません。本資料において一定の仮定を用いた試算を行っている場合、その試算結果は仮定に基づいた概算であるため、別途詳細な検討が必要です。本資料は貴社内での参考資料としてのご利用を目的として作成したものであり、他の目的で利用されること、本資料の貴社外でのご利用もしくは第三者への開示がなされることのないようお願い申し上げます。

© YAMADA Consulting Group Co., Ltd. 情報管理区分: SC-B

## 企業への対応策 — 税制等

## 源泉税率の引き下げや人件費の税務上の費用計上など税制優遇措置が施行

## 源泉税率の軽減措置

- 2020年4月1日から2020年9月30日までの期間、サービス・請負報酬、コミッション、および専門家報酬の支払いに対して課される源泉税の税率について、3%から1.5%に引き下げ。
- また、2020年10月1日から2021年12月31日までの期間については、当源泉税の支払いに関して、オンライン("e-Withholding Tax system")を通じて行われる場合に限り、源泉税率が2%に引き下げ(オンラインでない場合は通常どおり3%)。

中小企業に対する  
借入利息の追加所得控除

- 下記の要件を満たす中小企業(SMEs)は、法人税申告の際、政府貯蓄銀行(通称「GSB」)によって支援されたローンについて、2020年4月1日から同年12月31日までの支払利息の150%を課税所得から控除することができる。当該中小企業によって申請できるローンの上限額は2千万バーツであり、当該所得控除を適用するためには、2019年9月30日以前に終了する直近の事業年度において以下の条件を満たす必要がある。
  1. 年間売上が5億バーツ以下
  2. 総従業員数が200人以下
  3. 帳簿管理を適切に行っている

中小企業に対する  
人件費の追加所得控除

- 下記の要件を満たす中小企業(SMEs)は、法人税申告の際、2020年4月から2020年7月までの期間に従業員に支払った人件費の300%を課税所得から控除することが可能。なお、所得控除は、月額給与が15,000THBを超えない被保険者に限定され、2020年4月から2020年7月までの期間において、社会保険加入者数が2019年12月31日時点の加入者数以上でなければ適用されない。また下記の要件がある。
  1. 年間売上が5億バーツ以下
  2. 総従業員数が200人以下
  3. 従業員が社会保険に加入している

## VAT還付の早期化

- 優良輸出事業者の承認を受けているVAT登録事業者は、通常よりも早くVATの還付金を受け取りが可能。VATの還付は、オンライン("e-Filing System")での申告の場合、通常30日以内のところ、15日以内に還付が受けられる。一方、ハードコピーでの申告の場合には、通常60日以内のところ、45日以内に短縮。

※1バーツ=3.4円(2020年6月1日時点)

本資料は、現在弊社が入手し得る資料及び情報に基づいて作成したのですが、弊社は、その資料及び情報に関する信憑性、正確さを独自に確認していません。本資料において一定の仮定を用いた試算を行っている場合、その試算結果は仮定に基づいた概算であるため、別途詳細な検討が必要です。本資料は貴社内での参考資料としてのご利用を目的として作成したものであり、他の目的で利用されること、本資料の貴社外でのご利用もしくは第三者への開示がなされることのないようお願い申し上げます。

© YAMADA Consulting Group Co., Ltd. 情報管理区分:SC-B

## ご留意事項

---

- 本資料は、当社内においてサービス利用の判断の参考となる情報提供を目的として作成されたものであり、取引又はコンサルティングサービスの契約・申し込みを行うものではありません。
- 弊社を含むいかなる者も、本資料に含まれる情報の正確性、完全性、妥当性を保証するものではなく、また本資料に含まれる情報をもたらす一切の影響について責任を負うものではありません。
- 本資料に含まれる情報の一切の権利は弊社に帰属するものであり、弊社の承諾なしに無断での複製、当社外でのご利用及び第三者への開示がなされることのないようお願い申し上げます。

## お問い合わせ先

---



山田コンサルティンググループ株式会社

海外事業本部